

27教高第1527号
27教義第928号
27教特第521号
平成28年1月7日

各教育事務所長
各県立学校長 殿

愛知県教育委員会教育長

障害者の権利に関する条約への対応を踏まえた特別支援教育の推進について（通知）

障害者の権利に関する条約（以下「障害者権利条約」という。）については、インクルーシブ教育システムや合理的配慮の理念を掲げ、平成18年の国連総会における採択後、国内の関係法令の改正等を経て平成26年1月に批准されました。

また、本年4月には障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が施行され、教育の場においても合理的配慮の提供等が、その他の関係法令への対応と併せて求められることとなります。

共生社会の形成に向けては、こうした障害者権利条約や関係法令を各学校の教職員が正しく理解し、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに対する特別支援教育を着実に推進していくことが、今後ますます重要になるため、このたび障害者権利条約等の趣旨を別添「特別支援教育の推進～障害者の権利に関する条約への対応～」にまとめました。

つきましては、各県立学校長においては、各学校の教職員に対して、各教育事務所においては、貴管内市町村教育委員会及び各学校の教職員に対して、別添「特別支援教育の推進～障害者の権利に関する条約への対応～」について周知を図るとともに、特に、下記の事項を踏まえて、各学校において特別支援教育の一層の推進がなされ、障害のある幼児児童生徒にも障害のない幼児児童生徒にも適切な支援・指導がこれまで以上に行われるよう御配慮願います。

記

1 一人一人の障害の状態や教育的ニーズに応じた合理的配慮を工夫すること

合理的配慮とは、障害のある幼児児童生徒が、他の幼児児童生徒と平等に教育を受ける権利を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ

適当な変更・調整を行うことである。この合理的配慮は、障害のある幼児児童生徒に対し、その状況に応じて個別に必要とされるもので、意思の表明があった場合には、設置者・学校と本人・保護者により、可能な限り合意形成を図った上で決定し、提供されることが求められている。

また、合理的配慮の内容については、個別の教育支援計画等に明記することが望ましい。

なお、本年4月施行の障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律により、合理的配慮の提供が法的義務となることに留意する。

2 共生社会の形成に向けて相互理解を推進すること

障害に対する適切な理解が得られる機会を設定するとともに、障害の有無に関わらず全ての幼児児童生徒が、達成感の積み重ねから得られる自己肯定感を身に付けつつ、相互理解を深めていくことができるよう支援・指導の工夫を図る必要がある。

担	当	高等学校教育課教科・定通指導グループ 電話 052-954-6787 (ダイヤルイン)
		義務教育課教科指導・人権教育グループ 電話 052-954-6799 (ダイヤルイン)
		特別支援教育課振興・就学グループ 電話 052-954-6792 (ダイヤルイン)
		特別支援教育課指導グループ 電話 052-954-6798 (ダイヤルイン)